

国民健康保険税のしおり

シリーズ2

国民健康保険の歴史は……

国保税についてお知らせする前に、国民健康保険の制度のあらましについて説明することにいたします。

まず、その歴史の主なものは、

昭和13年 加入は任意でスタート。

昭和18年 戦時体制下、組合立として95パーセントの市町村に普及。

昭和23年 市町村公営、強制加入の制度として再スタート、国保税が法律として定められた。

昭和36年 国民皆保険となり、以後住民の生活になくてはならない制度として定着しました。

国民健康保険制度とは……

私（民間）保険とちがう点

- ① 保険を行なう者は市町村や特別区で、営利性をもたない。
- ② 強制加入である。
- ③ 保険税と保険の支払い（給付といいます。）が法律で定められている。
- ④ 経費について国の負担がある。

現行のおおやけ（公的といいます。）の医療保険制度

- 健康保険
- 船員保険
- 職域保険
 - 国家公務員等共済組合
 - 地方公務員等共済組合
 - 私立学校教職員共済組合

地域保険 国民健康保険

老人保健

保険者

国民健康保険の事業を経営する主体、つまり市町村や特別区で、国保税（料）を課税、収納したり、給付の支払いを行なう仕事を中心となります。

被保険者とその資格

市町村や特別区に住所がある住民のうち、国民健康保険以外の制度に加入している者をのぞいて、自動的（強制的）に加入することになっています。

——— 助け合う 社会に生きる国保税 ———

（つづく）

ご相談に応じる民生(児童)委員は20人です

氏名	電話	担当地区
伊橋利雄	(5) 0018	一区・二区
増島彰	(5) 0231	三区
越川昭	(5) 1326	二又・新井
小川三郎	(5) 0325	宝米
鈴木三郎	(5) 0081	小川台・台
斉藤武雄	(5) 1269	富下・虫生・傍示戸
佐久間了	(5) 0648	母子・小田部・町住
岩沢一夫	(5) 0240	芝崎
土屋隆嗣	(4) 0070	橋場
椎名ヒロ	(4) 2116	橋場
林亮	(4) 1758	西高野・谷中・入
川島清市	(4) 1052	桑郷・古屋
橋浦寛照	(4) 0693	宮内・作間内・県住
越川義一	(4) 1892	原方・篠原
小川せい子	(4) 0252	五ノ神・長塚
平野定	(4) 0157	木戸・辻
向後家治	(4) 0580	白磯
伊藤清志	(4) 0682	尾垂
伊藤昇	(4) 0818	尾垂
椎名弘明	(4) 0522	関・辻の浜

民生委員は、地域社会の福祉増進を図るために、各地区に配置されている民間の奉仕者で、児童委員を兼ねています。

地域の福祉を高めるために

福祉

- ① 生活保護に関する相談や助言指導
- ② 児童福祉に関する相談や助言指導
- ③ 老人に関する相談や助言指導
- ④ 身体障害者の援護に関する相談

- ⑤ 精神薄弱者の援護に関する相談及び助言指導
 - ⑥ 社会福祉施設と連絡し、その機能を助けること
 - ⑦ 関係行政機関に協力すること
- それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動のほか、次のような協力活動を行っています。
- それ以外の地域の実情に応じた自主的な活動のほか、次のような協力活動を行っています。
- また、民生委員は、地域の担当民生委員は、どのような相談も秘密を守り適切な助言や指導をしてくれます。